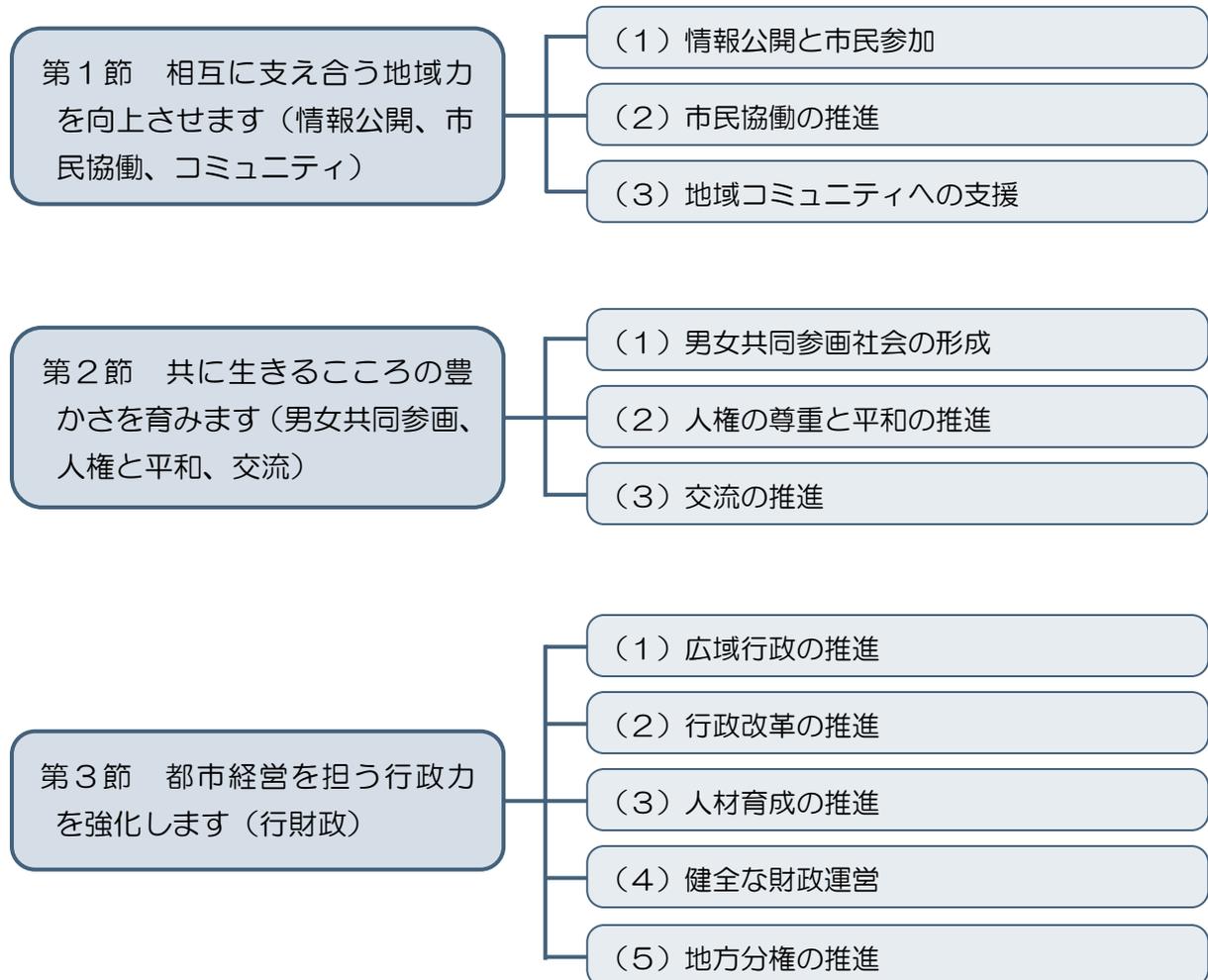


第6章 構想の推進（市民協働のまちづくり）

■体系図



第1節 相互に支え合う地域力を向上させます（情報公開、市民協働、コミュニティ）

● 現状と課題

- ◆ 広報ぬまたや沼田エフエム放送（FM OZE）を通して市民に情報を提供し、市政の共有に努めるとともに、ホームページによってタイムリーかつ迅速に市内外に情報発信しています。また、市長への意見箱などにより市民要望などの把握に努めています。

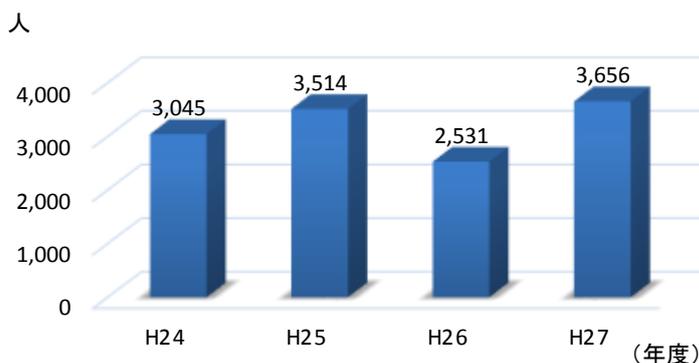
広報広聴活動は、市民主体の行政運営には不可欠であり時代に即した魅力的なものにする工夫が必要です。また、市民の市政参加意欲を促すためには、参加手法の検討も必要です。

信頼ある市政の実現のため、行政情報の積極的な公開に努めるとともに、市が保有する個人情報の適正な管理を行っています。今後は、行政情報の保存・管理などを適正に行うとともに、番号法の施行に伴い、個人情報の適正な管理をより徹底することが必要です。

本市の重要な計画等の意思決定過程における市民参画の機会の拡大、公正の確保、透明性の向上を図るため、市民意見提出手続制度（パブリックコメント手続制度）を実施しています。また、将来のまちづくりに対する意見を市政に反映させる仕組みとして市民構想会議を設置しています。市民意見の提出件数が少ない状況にあり、制度や市民意見提出手続案件の周知方法などについて検討する必要があります。

- ◆ 市民協働の意識づくりと啓発のため、講演会等の学習機会の創出や情報紙の発行を行うとともに、市民活動センターの運営による市民活動団体への支援や市民協働によるまちづくり事業補助金による市民活動を推進しています。今後は、庁内推進組織による職員の意識づくりや協働事業を推進するとともに、市民活動センター登録団体構成員の高年齢化や、新規市民協働事業の取組が乏しいことへの対策を進めていくことが課題です。
- ◆ 地域コミュニティ組織（町区）の活動への運営補助、区長会や各支部の事務局の代行などにより、各町区の地域コミュニティを支援しています。各種助成事業などの活用により、要望に基づき集会施設などの整備への補助金の交付、また白沢町・利根町のコミュニティ施設は、必要により修繕などを行っています。市民の地域社会への帰属意識や連帯感が希薄化しているため、白沢町では「白沢ふるさとまつり」開催、利根町では「集落支援員」や「地域おこし協力隊」の設置などに取り組んでいますが、コミュニティ社会を取り巻く環境は厳しい状況にあります。大規模災害時の要配慮者の支援などに大きな力を発揮するコミュニティ組織は、地域社会生活の基礎的かつ不可欠なものであり、その推進体制の強化が求められています。また、新たな地域自治組織の設置等についても検討する必要があります。

■ 市民協働交流人数



注：補助事業参加者数、啓発事業参加者数、市民活動センター利用者数の計

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
市民協働推進基本方針	H19～	市民が相互に、または、市民と行政が、信頼と理解のもとに、お互いの特性や能力を活かしながら、目的を共有し、地域課題などの解決に向け、みんなで連携し協力してまちづくりを進める。

● 基本施策

（１）情報公開と市民参加

- ・広報ぬまたや沼田エフエム放送などを通して市民に行政情報を提供し、市民との情報共有を図り、市政参加を促進します。
- ・スマートフォンや携帯電話にも対応したホームページにより、市政の最新情報を市内外にタイムリーかつ迅速に発信します。併せて、フェイスブックやツイッターなどの SNS を活用し、イベントや観光情報などの旬な情報を広く発信します。
- ・「市長への意見箱」を引き続き実施し、市民の意見・要望の把握に努めるほか、新たな手法を検討します。
- ・個人情報 の適正な管理を徹底するとともに、行政情報の積極的な公開をより一層進めることで、透明性のある市政の実現に努めます。
- ・市政に市民の意見を更に反映させるため、市民意見提出手続（パブリックコメント手続）や市民構想会議を効果的に活用します。

（２）市民協働の推進

- ・NPO法人及び市民活動団体等の活動支援のため、市民活動センターにおいて、市民活動支援事業を行うとともに、啓発事業、情報収集・発信事業の充実を図り、中間支援機能を充実させることで活性化を図ります。
- ・市民協働によるまちづくり事業補助金の交付を行い、市民と行政のパートナーシップによる魅力あるまちづくりへの取組を推進します。
- ・庁内推進委員会において、市民協働によるまちづくりを推進するため、職員の意識向上、市民協働事業の推進に取り組みます。

（３）地域コミュニティへの支援

- ・地区の要望に基づき、集会施設等の新築、改築や修繕を行うため、（財）自治総合センターコミュニティ助成事業や（公財）市町村振興協会魅力あるコミュニティ助成事業、沼田市住民センター建設費補助事業などを推進するとともに、適切な維持管理、整備等を行います。
- ・地域課題の解決、まちづくりの推進や地域コミュニティの維持活性化を図るための地域自治組織の設置とその運営を支援します。
- ・白沢町の振興を図るため、「白沢ふるさとまつり」等を引き続き実施するとともに、過疎化が進む利根町に引き続き集落支援員を設置し、集落の定期巡回及び農地、空き家等の現況把握、行政と集落との連携調整等に努めます。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
広報発行回数	12回	12回	月1回
放送回数	1日2回、365日	1日2回、365日	沼田エフエム放送による情報提供
ホームページ閲覧数	950,000件	1,045,000件	年間閲覧数、10%の増
市民活動センター利用人数	1,467人	1,541人	5%の増
白沢ふるさとまつりの参加者数	1,050人	1,050人	
集落支援員の巡回回数	72回	96回	現状値は、3名が月2回巡回 3名×2回×12か月=72回



市民活動実践講座



白沢ふるさとまつり

第2節 共に生きるこころの豊かさを育みます（男女共同参画、人権と平和、交流）

● 現状と課題

- ◆ 男女共同参画社会の形成のため、平成28年度を初年度とする「沼田市第3次男女共同参画計画」及び一体的に策定された「DV対策基本計画」や「女性活躍推進計画」に基づき、あらゆる暴力の根絶と、男女共同参画、仕事と生活の調和、女性の活躍を推進しています。
- ◆ 人権の尊重と平和の推進のため、「群馬県人権施策推進会議」等からの呼びかけによる講習会や講演会に積極的に参加し、地元のNPOやボランティア団体との連携を保ちながら、人権啓発の推進を図っています。表面的な差別行動は少なくなったように見えますが、人権侵害問題は深刻さを増しているとも思われ、引き続き人権に対する啓発活動が必要です。

同和や性別、障害、国籍など多様化・複雑化する人権侵害問題を解消するため、正しい知識を習得するための学習機会を設け、基本的人権を尊重する意識を醸成する必要があります。人権教育をテーマとする講演会や研修会については参加者が少ない傾向にあり、その増加が求められます。

いじめ防止子ども会議を開催するなど、「いじめ」や差別の根絶に向け、人権教育に関する指導方法の工夫に努めています。人権週間等においては、人権擁護委員等の外部講師を活用するなど学校ごとに創意・工夫して、児童生徒及び保護者等へも豊かな人権感覚の醸成に努めており、基本的人権の尊重にかかわる意識改革が図られてきています。社会の課題や変化に対応するため、教職員の資質の向上とともに、保護者や地域等への啓発活動の充実が必要です。

- ◆ 本市は昭和61年3月、「核兵器廃絶平和都市宣言」を行い、平成18年「日本非核宣言自治体協議会」に、平成20年「平和首長会議」に加入し、他の自治体との連携により、平和行政を推進し、平和への市民意識の高揚に努めるとともに、各団体の活動を支援しています。今後も継続した活動が求められています。
- ◆ 下田市との姉妹都市締結は平成28年に50周年を迎え、文化・社会・経済などの分野での交流や両市で開催されるイベントへの相互参加など幅広い交流を行っているほか、小学生による交歓絵画展などの交流も行っています。フュッセン市との姉妹都市締結は平成27年に20周年を迎え、市長等の相互訪問や児童生徒絵画交流などの交流を行っています。これらは、引き続き更に充実した交流を実施していく必要があります。

子ども達の交流を図るため、横浜市と野球大会を中心とした親善交流会を実施しています。将来を担う子ども達を足がかりに、農山村住民と都市住民が共生する新たな発展と地域の活性化を図っていく必要があります。



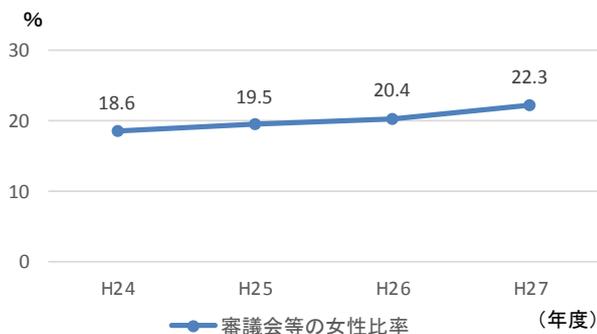
下田市・沼田市姉妹都市提携50周年記念
グラウンドゴルフ交流大会

準市民の帰郷機会の創出の場として、交流会やバスハイクを実施するとともに、登録の促進・拡大を図るため、準市民に対し関係者への準市民制度の周知依頼や市の観光情報などを提供しています。制度開始から20年以上が経過し、準市民の高齢化や転居等により登録者数が減少しており、登録者数の拡大、交流会内容の充実が課題です。

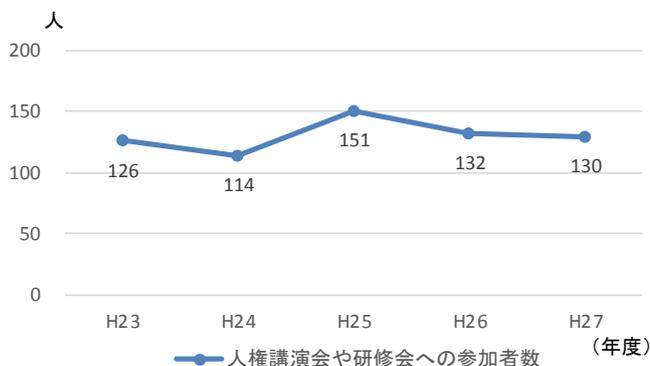
市民の国際的視野の拡大等を目的に、海外での活動経験のある方や日本で活躍する外国の方による講演会の実施、また、地域に暮らす外国人が地域に馴染み、双方の異文化の理解を深めることを目的とした交流会を実施しています。主体となっている国際交流協会において、設立後15年が経過し、会員の減少や高齢化が進み、協会運営にも影響を及ぼしていることから、会員数の拡大が課題です。

中学校国際交流事業として、オーストラリア・クィーンズランド州ゴールドコースト市の州立ハイスクールとの交流を実施しているほか、姉妹都市である下田市と本市小中学生による交歓絵画展などを実施しています。中学校国際交流事業は、参加生徒、保護者の満足度も高く、より充実した事業としていく必要があります。

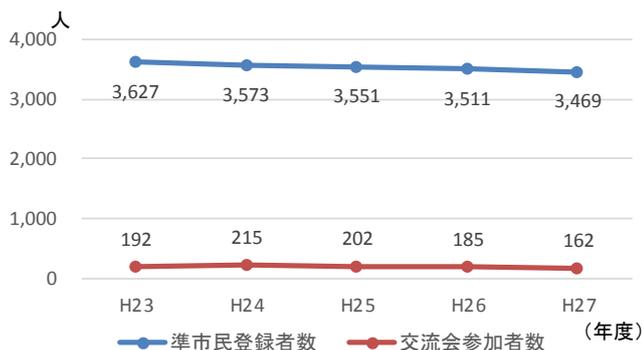
■ 審議会等の女性比率



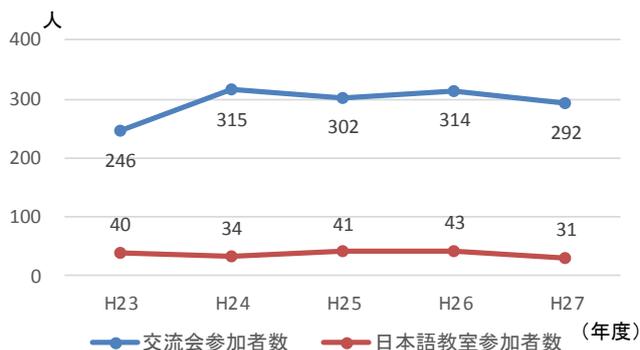
■ 人権研修会等への参加者数



■ 準市民交流



■ 国際交流会参加者数



● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
第3次男女共同参画計画 (DV対策基本計画・女性活躍推進計画)	H28~H32	性別や年代などにかかわらず誰もが個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成をめざす。 (あらゆる暴力の根絶に向けて施策を推進する。) (女性の職業生活における活躍を推進する。)
沼田市人権教育推進方針	H27~ 毎年度更新	豊かな心の育成を目指し、学校教育と社会教育との連携を図りながら基本的人権を尊重する教育を推進する。

● 基本施策

（１）男女共同参画社会の形成

- ・男女共同参画に向けた意識づくりと教育・学習の充実のため、行政文書の表現配慮の情報提供、広報・啓発活動の推進、学習機会の創出を図ります。
- ・政策・方針決定過程や働く場、地域活動での女性の参画を拡大するため、女性委員登用促進、職員研修、ワーク・ライフ・バランス促進、女性活躍推進法による事業主行動計画の周知・促進、ボランティア育成・支援を推進します。
- ・DVを防止するための意識啓発を行うとともに、相談窓口の設置、被害者への支援体制の整備を進めます。

（２）人権の尊重と平和の推進

- ・人権に対する正しい理解と差別行動・差別意識を撲滅し、差別や偏見のない明るい社会づくりのため、各種人権教育講座、研修会への参加促進（社会教育委員、小中学校PTA連合会役員、学校関係者）、人権教育講座の実施（市民文化大学、中学生ボランティアリーダー養成講座）に努めます。
- ・いじめ防止子ども会議を開催するとともに、「沼田市・先生の日」における研修の実施、諸機関との連携を図った啓発活動の推進、道徳教育の充実、学校訪問における啓発など、学校における人権教育を推進します。
- ・市民の平和を守り人間性豊かなまちづくりを目指して、未来の平和を担う若者への平和意識の啓発活動や関係団体との連携により、平和行政を推進します。

（３）交流の推進

- ・姉妹都市の下田市との交流を図るため、沼田まつりと黒船祭の相互訪問、小中学生絵画交流、下田市風の花祭りへの参加等を推進します。
- ・姉妹都市のフュッセン市との交流を図るため、市長等の相互訪問、小中学生絵画交流等を推進します。
- ・野球大会を中心とした横浜市との親善交流会の充実に努めます。
- ・準市民制度の周知を図り、準市民登録の促進・拡大に努めるとともに、帰郷機会の充実を図ります。また、住環境や職場環境等を含む各地区の魅力を準市民に伝えることにより、移住への動機付けを図ります。
- ・市民と地域に居住する外国人の交流の場の提供、国際的視野の拡大のための講演会の開催、外国人を対象とした日本語教室の開催、市民を対象とした英語教室の開催等、市内における国際交流事業を推進します。
- ・中学生の国際理解の促進や国際化への対応を図るため、海外のハイスクール等に通いながら、ホームステイを体験する中学生国際交流事業を継続して実施します。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
市の審議会等における女性委員割合	20.4%	30%	現状値は平成26年度 平成27年度目標25%から毎年 1%の増をめざす。
人権尊重社会の確立	意識啓発	意識啓発	
人権講演会や研修会への参加者数	120人	130人	各種人権教育講座及び研修会への 市内からの参加者数
親善交流会開催回数	2回	2回	利根会場と横浜会場の相互
準市民登録者数	3,469人	3,550人	
下田市姉妹都市交流回数	6回	6回	
フュッセン市姉妹都市交流回数	4回	4回	
国際交流会参加者数	292人	325人	



国際交流フェスティバル



準市民交流会

第3節 都市経営を担う行政力を強化します（行財政）

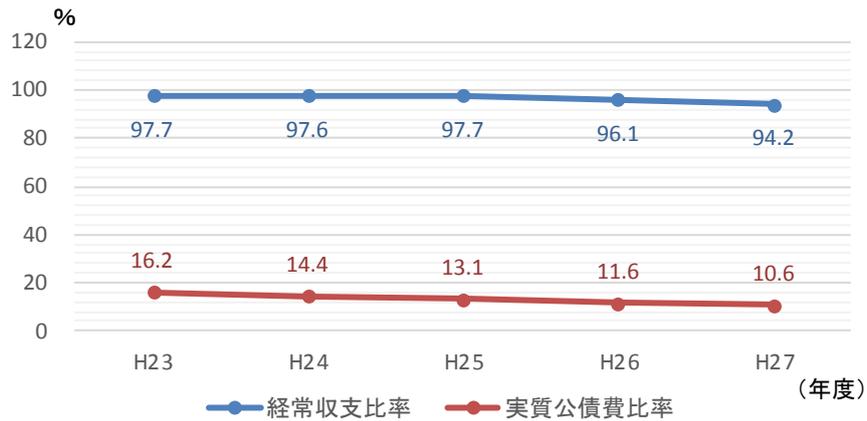
● 現状と課題

- ◆ 本市を中心とする5市町村による利根沼田広域市町村圏振興整備組合では、消防・救急業務、介護認定審査など多くの広域的事務を、沼田市外二箇村清掃施設組合と利根東部衛生施設組合では、ごみ・し尿を共同で処理しており、構成市町村との連携や事業の効率的・効果的な運営を図る必要があります。特に、ごみ・し尿の処理については、同じ目的を持った組合が二つ設置されていることから、統合を含めた検討が必要です。
- ◆ 市民福祉の向上や施策の実現、限られた行政資源の有効活用を図るため、さまざまな行政改革に取り組んでいます。本市を取り巻く状況は、より一層厳しさを増すことが予想されるため、効率的で機能的な行財政システムを整えるとともに、市民が主役の等身大の市政運営を図る必要があります。
- ◆ 文書管理は、事務改善を図る上で最も基本的なものであり、手法の見直し、効率化、適正化を推進しています。今後は増え続ける保存文書などに対応するため、電子決裁や電子文書保存等も含めた総合的な文書管理システム導入の検討が必要です。
- ◆ 「市政改革大綱実施計画」に基づき、スリムで効率的な行政運営とともに、職員数の適正化を図るためには、職員の能力開発や資質の向上が必要不可欠なことから、「沼田市人材育成基本方針」に基づき、職員研修を実施しています。また、市民ニーズの高度・多様化に対応するため、研修内容の弾力的な見直しを行う必要があります。

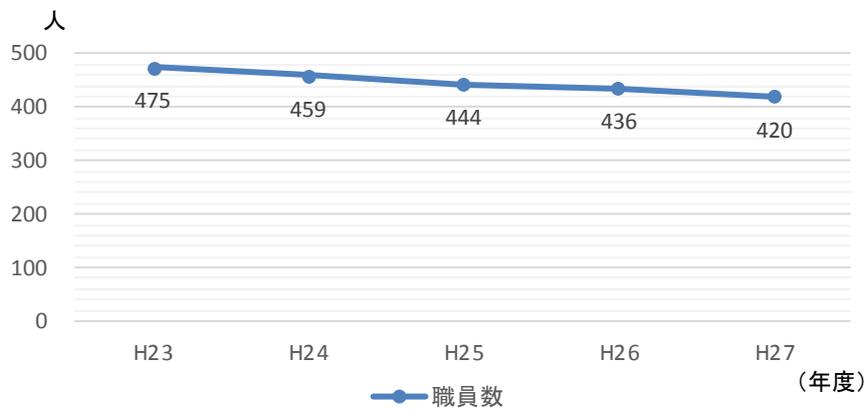
また、平成28年4月から人事評価制度が導入され、評価者の公平・公正性の確保が課題です。
- ◆ 歳入については、市税の減収傾向や地方交付税の段階的縮減などにより、財源の確保は極めて困難な状況にあります。一方、歳出については、市民ニーズの高度化、多様化が進むとともに、老朽化した公共施設等の更新などと相まって、財政需要はますます増加していくことが考えられます。

財政需要に対応するため、自主財源の確保とともに、経費節減や効率的な予算執行による歳出の削減が求められています。また、財政需要の増加に対し、財源の根幹をなす市税については、公平・公正な課税による確実な収納が求められ、県内では上位の市税収納率となっていますが、更なる税収確保、収納率維持向上のためには、積極的な収納対策が必要です。
- ◆ 財産管理については、過去に建設された公共施設等が今後大量に更新時期を迎える中で、人口減少による各施設の利用需要の変化や、市町村合併により生じた同一種別の施設の重複などを踏まえ、長期的な視点に立って更新、統廃合、長寿命化などの対応を行うことにより、施設全体の最適化を図る必要があります。また、市有林などの市有財産について、国土の保全や庁内検討組織により決定された方針を前提としながらも、多様な視点から有効活用を図る必要があります。
- ◆ 地方が自らの判断と責任のもとで主体的に住民本位の行政を展開することが基本であり、「第5次地方分権一括法」や県の「新ぐんま権限移譲推進プラン」により地方分権が推進されています。厳しい財政状況の中であって、自立した自治体として、市民とともに持続可能な都市経営を進めていく必要があります。

■ 財政指標



■ 職員数



● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
公共施設等総合管理計画	H29～	今後の公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に実施し、最適な配置による財政負担の軽減・平準化を実現するための市全体の指針として、平成28年度末までに計画を策定する。
市政改革大綱・実施計画	H27～H31	複雑化・多様化する市民ニーズなどに対応するため、効率的で機能的な行財政システムを整えるとともに、本市の地域資源や特色などの現状を的確に把握し、市民と行政が共通の認識を持ち、連携、協力のもと、市民の声を良く聞き、市民が主役の等身大の市政運営を図る。
		職員の能力開発や資質の向上を図ることにより、スリムで効率的な行政運営とともに、職員数の適正化を図る。
市税等特別徴収対策基本計画	毎年度策定	税の公正・公平の原則を確保するため、徴収率の目標を定めて、厳正な徴収に努め、財源確保を図る。

● 基本施策

（１）広域行政の推進

- ・広域圏構成市町村の独自性を活かしつつ、広域的視点をもった効率的な広域行政を推進します。
- ・広域事業の運営状況や費用対効果等を常に分析・把握し、広域行政の合理的な運営を促します。
- ・ごみ・し尿の適正処理を効率的に行うための体制整備を図るため、利根沼田地域での広域化について調査研究を進めます。

（２）行政改革の推進

- ・市民への情報提供を充実するとともに、市民が主役の仕組みを整え、市民と連携、協力して市政を推進します。
- ・「スピード感とコスト意識」、「選択と集中」、「市民目線と現場主義」、「顧客意識」といった企業経営的視点に立った市政運営を推進します。
- ・持続可能な健全財政を確保するとともに、市民との連携、協力や民間活力の活用を進め、行政組織や職員体制のスリム化を進めます。

（３）人材育成の推進

- ・職員研修の充実を図り、地方分権時代に対応できる職員を育成します。
- ・職員の能力開発や資質の向上を図るため、適宜制度の見直しを行いながら、人材育成型の人事評価制度を充実させます。

（４）健全な財政運営

- ・公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを長期的な視点で計画的に行い、施設の最適化による財政負担の軽減・平準化を推進します。
- ・市有財産の利活用に当たり、庁内検討組織により決定された方針に基づき管理運用を行うとともに、より有効な活用方法についての検討を行います。
- ・納税者の利便向上のため電子納税の導入等を進めるほか、収納窓口の拡充、差押動産や不動産のインターネット公売を行うなど、市税等の徴収対策を強化します。また、市税等の納税義務の公平確保に関する要綱により、滞納者への行政サービスの制限を徹底します。

（５）地方分権の推進

- ・自らの判断と責任のもとで主体的に住民本位の行政を展開することができるよう、環境整備を進めます。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
職員数（定員管理）	420人	400人	市政改革大綱実施計画 現状値は平成28年4月1日現在
市税収納率	97.89%	98.40%	収入額／調定額

